

インフルエンザ行政措置予防接種を受けられる方・保護者の方へ

<接種対象者>

西海市に住所を有する、接種日に生後6ヶ月以上高校生相当の方

<予防接種を受けるときの注意点>

- ①この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に医師に相談しましょう。
- ②接種を受ける方の健康状態をよく把握する必要があるため、予診票はできるだけ詳しく記入しましょう。
- ③高校生相当以下の方が接種を受ける場合、医療機関の窓口へ母子健康手帳を提示してください。
- ④13歳未満の方が接種を受ける場合、原則、保護者の同伴が必要ですが、何らかの理由で保護者が同伴できない場合については、接種を受ける方の健康状態を普段より熟知している方が代わりに同伴することができます。ただし、この場合は保護者の委任状が必要です。
- ⑤13歳以上16歳未満の方が接種を受ける場合、保護者の同意を予診票の保護者自署欄にて確認できた場合については、保護者が同伴する必要はありません。
- ⑥16歳以上の方が接種を受ける場合、予診票の本人自署欄には被接種者の氏名を記入してください。また、16歳以上18歳未満の未成年の方が接種を受ける場合、保護者が同伴する必要はありません。

<予防接種を受けることができない方>

- ①明らかに発熱のある方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③過去にインフルエンザワクチンの接種を受けてアナフィラキシーを起こしたことがある方は、接種を受ける前に医師へその旨を伝えて判断をあおいでください。
- ④その他、医師が予防接種を受けることが不適切な状態と判断した方

<予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない方>

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病及び血液の病気などの方
- ②発育が遅く、医師や保健師の指導を継続して受けている方
- ③風邪などのひきはじめと思われる方
- ④過去、予防接種を受けたときに、2日以内に発熱、発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う異常がみられた方
- ⑤薬の投与又は食事（鶏卵、鶏肉など）で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことがある方
- ⑥今までにけいれんを起こしたことがある方
- ⑦過去に本人や近親者で、免疫状態を検査して異常を指摘されたことがある方
- ⑧妊娠している方
- ⑨間質性肺炎、気管支喘息などの呼吸器系疾患のある方

<予防接種を受けた後の注意>

- ①急な副反応が起こることがあります。接種を受けた後30分間は、病院に留まるなどして様子を観察し、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ②接種後、24時間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位を清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日はいつも通りの生活をしていただいてもかまいません。ただし、激しい運動は避けましょう。
- ⑤万一、高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

問い合わせ：西海市役所 健康ほけん課 ☎37-0067

【インフルエンザ行政措置予防接種（乳幼児～高校生相当）】

インフルエンザと予防接種について

原因	インフルエンザウイルス
感染経路	飛沫感染・接触感染
流行時期	季節性インフルエンザは流行性があり、いったん流行が始まると、短期間に多くの人へ感染が広がります。日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。
症状	38℃以上の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感などの症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、セキ、鼻水などの症状もみられます。
予防	流行前に予防接種を受けることが大切です。また、外出後の手洗い、適度な湿度の保持、十分な休養とバランスのとれた栄養摂取を心がけ、人混みを避けるようにしましょう。
予防接種の有効性	インフルエンザワクチンのもっとも大きな効果は、「重症化」を予防することです。また、症状が出現する状態である「発病」を抑える効果についても、一定程度認められています。一般的に予防効果が期待できるのは、接種後2週から5ヶ月程度と考えられています。
予防接種の副反応	比較的多くみられる副反応として、接種した場所（局所）の赤み・はれ・痛みなど、全身性の反応として、発熱・頭痛・寒気・だるさなどが挙げられますが、通常2～3日でなくなります。 また、非常にまれではありますが、次のような重大な副反応が起こることがあります。①ショック、アナフィラキシー ②急性散在性脳脊髄炎 ③脳炎・脳症、脊髄炎、視神経炎 ④ギラン・バレー症候群 ⑤けいれん ⑥肝機能障害、黄疸 ⑦喘息発作 ⑧血小板減少性紫斑病、血小板減少 ⑨血管炎 ⑩間質性肺炎 ⑪皮膚粘膜眼症候群 ⑫ネフローゼ症候群
行政措置 予防接種	就学前の乳幼児は2回、小・中・高校生相当の方は1回を行政措置予防接種として実施します。 ※行政措置予防接種によって健康被害が発生した時には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済に加え、全国町村会予防接種事故賠償補償保険の対象となります。